

## 小松島市建設工事請負業者選定要綱の改正について

小松島市建設工事請負業者選定要綱第3条（格付）及び水道部建設工事等請負業者選定要綱第6項の規定について、次のとおり改正します。

（令和5年6月1日以降に公告する入札案件から適用します。）

### <建築一式工事>

B等級、C等級の等級別格付点数の見直しを行います。

等級	現 行		改正後	
	算定数値の合計	設計金額（税込）	算定数値の合計	設計金額（税込）
A	800点以上	5,000万円以上	750点以上	5,000万円以上
B	640点以上 800点未満	1,200万円以上 5,000万円未満	<b>600点以上</b> 750点未満	1,200万円以上 5,000万円未満
C	640点未満	1,200万円未満	<b>600点未満</b>	1,200万円未満

※設計金額（税込）については、変更ありません。

### <ほ装工事>

ほ装工事の等級別格付け（A等級・B等級）を導入します。

等級	現 行		改正後	
	算定数値の合計	設計金額（税込）	算定数値の合計	設計金額（税込）
<b>A</b>	—	—	<b>700点以上</b>	<b>500万円以上</b>
<b>B</b>	—	—	<b>700点未満</b>	<b>500万円未満</b>

### <水道施設工事>

格付け等級の見直し及び格付け点数及び等級別発注金額の変更を行います。

等級	現 行		改正後	
	算定数値の合計	設計金額（税込）	算定数値の合計	設計金額（税込）
A	800点以上	2,000万円以上	800点以上	<b>1,500万円以上</b>
B	650点以上 800点未満	1,000万円以上 2,000万円未満	<b>800点未満</b>	<b>1,500万円未満</b>
C	650点未満	1,000万円未満	—	—

※改正後の選定要綱は、市ホームページに後日掲載予定です。

## 2. その他

（1）市内業者としての参加資格申請は、毎年必要です。（申請方法等については、毎年1月頃に市ホームページ等でご案内しております。）